

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめの定義

- いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。（文部科学省）

(2) 基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、いじめ防止のための5つの基本姿勢を大切にする。
 - ①いじめを許さない、見過ごさない風土づくりに努める。
 - ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童同士だけでなく児童と教職員をはじめとする温かい人間関係を築く。
 - ④いじめの早期発見のための方策や手立てなどの手段を講じる。
 - ⑤いじめの早期解決のために、チームとしてメンバーの連携を図りながら、その解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級集団・学習集団づくり

- 支持的な風土をもった学級づくり、互いに高め合う学習集団づくりを行う。
 - ①児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、活動のめあてを達成した充実感を味わわせるよう、学習指導を充実する。
 - ②児童が学級の一員としての自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営、教科経営を充実する。
 - ③いじめや暴力、偏見や差別等を見逃さず、児童が主体的に問題解決に取り組めるよう、指導の積み上げを図る。
 - ④学級や学校に居場所があるということが感じられ、心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 豊かな心の育成

- 生命や人権を大切にする指導を行う。
 - ①様々な人々と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く体験活動を充実する。
 - ②相手を推し量る心や態度が育つよう、異学年での活動を積極的に取り入れ、縦割り活動（ランチ、遊び、掃除）の充実を図るとともに師弟同行的な指導に努める。
 - ③命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、規範意識等が育つよう、道徳教育を充実する。
 - ④偏見や差別を見抜き、許さない心や態度が育つよう、人権教育の充実を図る。

(3) 自己指導力の育成

○ 積極的な生徒指導の観点に立って、全ての教育活動を通して自己指導力を育成していく。

①児童一人一人に自己存在感をもたせる指導を行う。

- ・授業に自分がかかわっているという気持ちをもたせる。
- ・授業の中で自分が必要とされているという実感を与える。
- ・子ども一人一人を大切にする。

②共感的な人間関係を育成する。

- ・一人一人が受け入れられる雰囲気作りをする。
- ・一人一人が自由に発言できる雰囲気作りをする。
- ・お互いに教え合い、励まし合う雰囲気作りをする。
- ・友達のよさを再発見したり、認めたりする態度を育てる。

③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

- ・学習課題や計画を決定できる場を工夫する。
- ・学習内容及び学習教材を決定させる。
- ・学習方法を決定させる。
- ・表現方法を決定させる。
- ・学習形態や学習の場所を決定させる。

(4) 情報モラルの育成

○ インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策を推進する。

①スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導を徹底する。

②保護者への啓発をするとともに保護者と学校が協力して指導に努める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見の取組

○ いじめ問題は、どの児童にも、どの学級(学校)でも起こりうるという認識を持ち、全教育活動を通じて、児童を観察するとともに小さな兆候をも見逃さないようにする。

①学校生活アンケート

- ・年2回学校生活アンケートを実施する。また、アンケートの集約をもとに、担任と学年部で分析する。
- ・児童の日記や学級独自(発達段階や学級の凝集性に応じた内容)のアンケートを実施して実態把握に努める。

②重点項目のチェック

- ・毎月の重点項目例を参考にして実態把握を行う。
- ・学級や教科の実態に応じて担任や専科が重点項目を設定する。

月	重 点 項 目 (例)
4 月	始業前の準備態勢、おはようタイムの参加態度
5 月	学習中(参加態度・発言・学用品・※グループ編成)
6 月	休み時間(友達の選択・被選択・休み時間終了時)
7 月	さよならタイムの参加態度、下校時の様子・形態
8 月	サマースクールの参加態度
9 月	始業前の準備態勢、おはようタイムの参加態度

10月	学習中（参加態度・発言・学用品・※グループ編成）
11月	休み時間（友達の選択・被選択・休み時間終了時）
12月	さよならタイムの参加態度、下校時の様子・形態
1月	給食時間（準備・配膳物・※会話・※机配置）
2月	清掃時間（分担・道具・後始末）
3月	さよならタイムの参加態度、下校時の様子・形態

※は、感染症等の状況により、重点項目にできない場合あり。

③日常的な実態把握

- ・児童の状況について、日常的に担任や専科で情報の交換を図る。

④保護者との連携

- ・連絡帳等を活用して、日頃から保護者との連携を密にする。
- ・全職員が相談窓口となり、いじめ問題対策委員会で集約する。

（２）早期解決の取組

- いじめの連絡や相談を受けた場合には、被害者の安全を確保するとともに臨時のいじめ問題対策委員会を開き、組織的に対応する。

①被害者の保護

- ・いじめの行為を確認した場合には、いじめられている児童を守り通すことを第一とする。また、被害者の保護者へも連絡を取り、保護者と協力していく。

②実態の把握

- ・被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聞き、事実を確認する。必要に応じて、アンケートや個人面談等を実施し、実態の把握に努める。

③加害者への対応

- ・加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした態度で指導する。また、加害者にも寄り添いながらいじめを繰り返さないように指導する。加害者の保護者に対しても速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う。

④集団への指導

- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

⑤インターネットを通じて行われるいじめの対応

- ・児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行う。また、必要に応じて警察署とも連携を行う。

4 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害があると認めるとき。
- 多人数によるいじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき。

(2) 対応

○ いじめ問題対策委員会を開催して次のように対応する。

①発生報告

・重大事態が発生したことを法人本部に報告する。

②実態把握

・当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

③被害者保護

・いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

④加害者対応

・いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、児童の心情を理解しながらいじめを繰り返さないように指導する。

⑤調査結果報告

・調査結果については、法人本部に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切な方法で提供する。

⑥解消と再発防止

・いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等を行い、安心して学校生活をおくることができるよう、支援や助言等を行う。
・加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

⑦同種事態の発生防止

・当該事態の事実真摯に向き合い対応すること、取組の見直しをしたり改善したりすること等を全教職員で共通理解し協働実践することによって、同種の事態の発生を防止する。

5 教職員の研修

(1) いじめの未然防止、早期発見・早期解決等に向けた研修

○ いじめ問題対策についての共通理解を図り、協働体制で組織的に取り組む意識を涵養する。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

○ 事例研究を通して、対応のあり方についての共通理解を図る。

(3) インターネットを通じたいじめに向けた研修

○ 最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

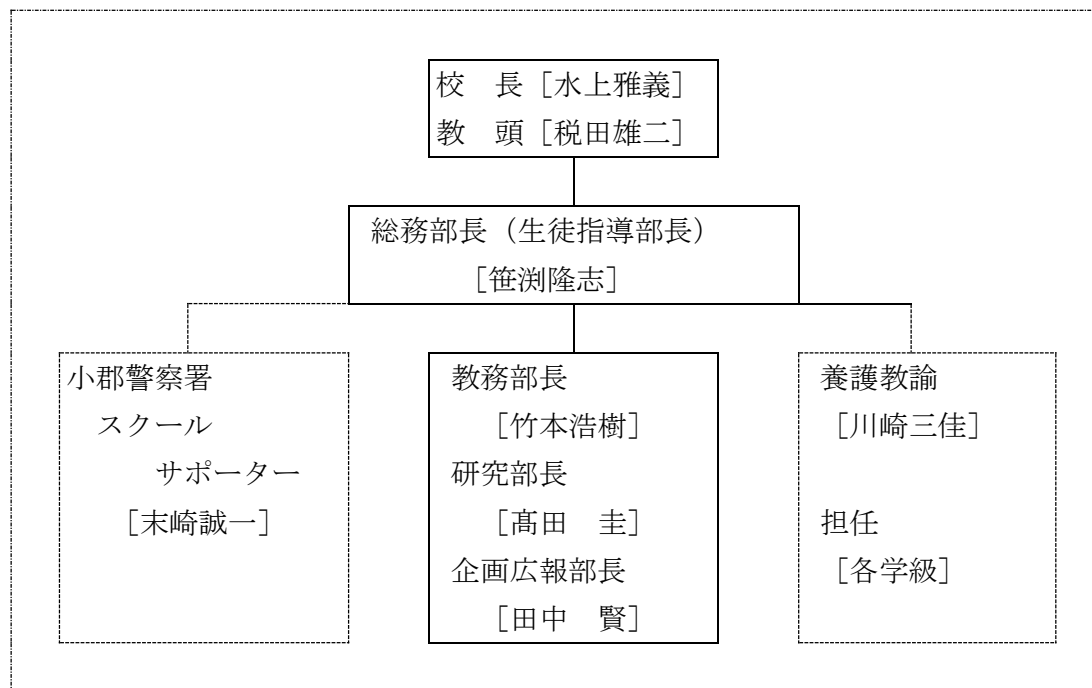
○ いじめ問題等の防止及び対策・対応を効果的に行うために、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 構成メンバー

○ 委員は次の者で構成する。

校長 教頭 教務部長 総務部長 研究部長 企画広報部長
養護教諭 スクールサポーター

(3) 組織図（いじめ問題対策委員会）



(4) 開催

- 必要に応じて緊急的に開催する。
- 毎月第2火曜日に、管理職と各部長で小委員会を定例的に開催する。

(5) 役割と機能

- いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認をする。
 - ・ いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討して行く。
- 教職員への共通理解と意識啓発を図る。
 - ・ いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
 - ・ 学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効ある防止対策に努める。
 - ・ いじめ防止に関する職員研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

7 取組に対する検証及び見直し

(1) PDCAサイクルによる検証・見直し・改善

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) 取組の検証・見直し・改善

- いじめ防止の具体的な取組については、いじめ問題対策委員会を中心にしてステージごとに情報の収集・整理・分析・活用を行い、見直し改善につなげる。